

旭川市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担の軽減（案）

資料 2

1 平成29年度 国における幼児教育の段階的無償化に向けた取組について

平成29年3月31日付けで、子ども・子育て支援法施行令等の一部改正が行われ、平成29年4月から国において年収約360万円未満相当の世帯の保育料軽減が拡大されたところである。

国の保育料軽減を踏まえ、現行の本市の保育料独自軽減の仕組みを残しつつ、国の軽減と同等の軽減を本市保育料に講ずることとする。

【国における保育料軽減内容】

- (1) 市町村民税非課税世帯の第2子無償化
- (2) ひとり親世帯等の第1子保育料をその他の世帯の市町村民税非課税世帯の第1子並みに軽減
- (3) その他の世帯の教育認定子どもの保育料を軽減

2 平成29年度 北海道における多子世帯の保育料軽減支援事業について

北海道において保育所等を利用する第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化とする、多子世帯の保育料軽減支援事業が平成29年4月1日に創設されたところである。

本市においても本補助制度を活用し、保育所等を利用する第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化することとする。

【対象児童について】

- (1) 保育所等を利用する保育認定こどもであること
- (2) 年度初日における満年齢が0～2歳であること（満3歳に達する年度の3月31日までにある子どもを含む）
- (3) 保護者が監護し生計を同じくする子どもの人数でカウントして第2子目以降であること
- (4) 市町村民税所得割額169,000円未満の世帯に属するものであること

【補助対象について】

市町村が、対象児童の保育料を無償化したものを対象とする。

3 適用時期 平成29年4月に遡及して改正を行う。

H29国における保育料段階的無償化（1号認定）

○1号認定（教育認定こども）

- (1) 市町村民税非課税世帯の第2子無償化
市町村民税非課税世帯について、国では軽減を予定しているが、本市では既に無償化しているため改正不要
- (2) ひとり親世帯等の第1子保育料をその他の世帯の市町村民税非課税世帯の第1子並みに軽減
B1階層のひとり親世帯等の第1子の保育料を、5,050円⇒0円
- (3) その他の世帯の教育認定子どもの保育料を軽減
B1階層のその他の世帯の保育料を、第1子は12,300円⇒10,300円、第2子は6,150円⇒5,150円

階層区分 (国)	利用者負担額(国)		階層区分 (市)	利用者負担額(市)	
	右記以外	ひとり親世帯等		右記以外	ひとり親世帯等
① 生活保護世帯等	0円	0円	A 生活保護世帯等又は 市町村民税所得割非課税世帯	0円	0円
② 市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000円 (1,500円→0円)	0円	B1 所得割課税額 77,101円以下	12,300円→10,300円 (6,150円→5,150円)	5,050円→0円 (0円)
③ 所得割課税額 77,100円以下	16,100円→14,100円 (8,050円→7,050円)	7,550円→3,000円 (0円)	B2 所得割課税額 77,101円以上211,200円以下		16,800円 (8,400円)
④ 所得割課税額 77,101円以上211,200円以下		20,500円 (10,250円)	B3 所得割課税額 211,201円以上		21,900円 (10,950円)
⑤ 所得割課税額 211,201円以上		25,700円 (12,850円)			

小学校4年生以上もカウント
↑
↓
小学校3年生以下でカウント

※（ ）は、第2子保育料

H29国における保育料段階的無償化（2号認定）

○2号認定（保育認定子ども：3歳以上）

(1) 市町村民税非課税世帯の第2子無償化
B階層の第2子の保育料を、450円⇒0円

(2) ひとり親世帯等の第1子保育料をその他の世帯の市町村民税非課税世帯の第1子並みに軽減
C1からC4-①階層のひとり親世帯等の第1子の保育料を、一律1,800円へ

階層区分 (国)	利用者負担額(国)				階層区分 (市)	利用者負担額(市)			
	保育標準時間		保育短時間			保育標準時間		保育短時間	
	右記以外	ひとり親世帯等	右記以外	ひとり親世帯等		右記以外	ひとり親世帯等	右記以外	ひとり親世帯等
① 生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円	A 生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円
② 市町村民税非課税世帯 (①階層を除く)	6,000円 (3,000円→0円)	0円	6,000円 (3,000円→0円)	0円	B 市町村民税非課税世帯 (A階層を除く)	1,800円 (450円→0円)	0円	1,800円 (450円→0円)	0円
③ 所得割課税額 48,600円未満	16,500円 (8,250円)	7,750円→6,000円 (0円)	16,300円 (8,150円)	7,650円→6,000円 (0円)	C1 所得割課税額 48,600円未満(均等割のみを含む)	6,600円 (1,650円)	2,200円→1,800円 (0円)	6,500円 (1,620円)	2,150円→1,800円 (0円)
④ 所得割課税額 48,600円以上57,700円未満	27,000円 (13,500円)	13,500円→6,000円 (0円)	26,600円 (13,300円)	13,300円→6,000円 (0円)	C2 所得割課税額 48,600円以上53,000円未満	9,500円 (2,370円)	4,750円→1,800円 (0円)	9,300円 (2,320円)	4,650円→1,800円 (0円)
所得割課税額 57,700円以上77,101円未満	27,000円 (13,500円)		26,600円 (13,300円)		所得割課税額 53,000円以上57,700円未満	13,000円 (3,250円)	6,500円→1,800円 (0円)	12,800円 (3,200円)	6,400円→1,800円 (0円)
所得割課税額 77,101円以上97,000円未満			27,000円 (13,500円)		26,600円 (13,300円)	C3-② 所得割課税額 57,700円以上69,000円未満	13,000円 (3,250円)	8,500円→1,800円 (0円)	12,800円 (3,200円)
所得割課税額 97,000円以上169,000円未満	41,500円 (20,750円)	40,900円 (20,450円)	C4-① 所得割課税額 69,000円以上77,101円未満	17,000円 (4,250円)	17,000円 (4,250円)	16,700円 (4,170円)	16,700円 (4,170円)		
所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	58,000円 (29,000円)	57,100円 (28,550円)	C4-② 所得割課税額 77,101円以上87,000円未満	21,600円 (5,400円)	21,600円 (5,400円)	21,200円 (5,300円)	21,200円 (5,300円)		
所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	77,000円 (38,500円)	75,800円 (37,900円)	C5 所得割課税額 87,000円以上105,000円未満	27,500円 (6,870円)	27,500円 (6,870円)	27,000円 (6,750円)	27,000円 (6,750円)		
所得割課税額 397,000円以上	101,000円 (50,500円)	99,400円 (49,700円)	C6 所得割課税額 105,000円以上123,000円未満	30,700円 (7,670円)	30,700円 (7,670円)	30,200円 (7,550円)	30,200円 (7,550円)		
			C7 所得割課税額 123,000円以上140,000円未満	34,000円 (8,500円)	34,000円 (8,500円)	33,400円 (8,350円)	33,400円 (8,350円)		
			C8 所得割課税額 140,000円以上163,000円未満	37,300円 (9,320円)	37,300円 (9,320円)	36,700円 (9,170円)	36,700円 (9,170円)		
			C9 所得割課税額 163,000円以上193,500円未満	38,500円 (9,620円)	38,500円 (9,620円)	37,800円 (9,450円)	37,800円 (9,450円)		
			C10 所得割課税額 193,500円以上254,000円未満	39,600円 (9,900円)	39,600円 (9,900円)	38,900円 (9,720円)	38,900円 (9,720円)		
			C11 所得割課税額 254,000円以上360,000円未満	40,800円 (10,200円)	40,800円 (10,200円)	40,100円 (10,020円)	40,100円 (10,020円)		
			C12 所得割課税額 360,000円以上415,000円未満	42,100円 (10,520円)	42,100円 (10,520円)	41,400円 (10,350円)	41,400円 (10,350円)		
			C13 所得割課税額 415,000円以上						

小学校以上の子どももカウント
↑
小学校就学前の認可保育所等を利用している子どもでカウント

※()は、第2子保育料

H29国における保育料段階的無償化（3号認定）

○3号認定（保育認定子ども：3歳未満）

(1) 市町村民税非課税世帯の第2子無償化
B階層の第2子の保育料を、670円⇒0円

(2) ひとり親世帯等の第1子保育料をその他の世帯の市町村民税非課税世帯の第1子並みに軽減
C1からC4-①階層のひとり親世帯等の第1子の保育料を、一律2,700円へ

階層区分 (国)	利用者負担額(国)				階層区分 (市)	利用者負担額(市)			
	保育標準時間		保育短時間			保育標準時間		保育短時間	
	右記以外	ひとり親世帯等	右記以外	ひとり親世帯等		右記以外	ひとり親世帯等	右記以外	ひとり親世帯等
① 生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円	A 生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円
② 市町村民税非課税世帯 (①階層を除く)	9,000円 (4,500円→0円)	0円	9,000円 (4,500円→0円)	0円	B 市町村民税非課税世帯 (A階層を除く)	2,700円 (670円→0円)	0円	2,700円 (670円→0円)	0円
③ 所得割課税額 48,600円未満	19,500円 (9,750円)	9,250円→9,000円 (0円)	19,300円 (9,650円)	9,150円→9,000円 (0円)	C1 所得割課税額 48,600円未満(均等割のみを含む)	7,800円 (1,950円)	2,800円→2,700円 (0円)	7,700円 (1,920円)	2,750円→2,700円 (0円)
④ 所得割課税額 48,600円以上57,700円未満	30,000円 (15,000円)	15,000円→9,000円 (0円)	29,600円 (14,800円)	14,800円→9,000円 (0円)	C2 所得割課税額 48,600円以上53,000円未満	11,000円 (2,750円)	5,500円→2,700円 (0円)	10,800円 (2,700円)	5,400円→2,700円 (0円)
所得割課税額 57,700円以上77,101円未満	30,000円 (15,000円)		29,600円 (14,800円)		53,000円以上57,700円未満	C3-① 所得割課税額 53,000円以上57,700円未満	14,800円 (3,700円)	7,400円→2,700円 (0円)	14,500円 (3,620円)
所得割課税額 77,101円以上97,000円未満		30,000円 (15,000円)	30,000円 (15,000円)	69,000円以上77,101円未満	C3-② 所得割課税額 69,000円以上77,101円未満	14,800円 (3,700円)	9,550円→2,700円 (0円)	14,500円 (3,620円)	9,400円→2,700円 (0円)
所得割課税額 97,000円以上169,000円未満	44,500円 (22,250円)		29,600円 (14,800円)	C4-① 所得割課税額 77,101円以上87,000円未満	19,100円 (4,770円)	19,100円 (4,770円)		18,800円 (4,700円)	
⑤ 所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	61,000円 (30,500円)	60,100円 (30,050円)	43,900円 (21,950円)	C4-② 所得割課税額 87,000円以上105,000円未満	24,000円 (6,000円)	30,200円 (7,550円)	23,600円 (5,900円)		
				C5 所得割課税額 105,000円以上123,000円未満	30,200円 (7,550円)		29,700円 (7,420円)		
				C6 所得割課税額 123,000円以上140,000円未満	33,400円 (8,350円)		32,800円 (8,200円)		
				C7 所得割課税額 140,000円以上163,000円未満	36,700円 (9,170円)		36,100円 (9,020円)		
⑥ 所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	80,000円 (40,000円)	78,800円 (39,400円)	102,400円 (51,200円)	C8 所得割課税額 163,000円以上193,500円未満	40,000円 (10,000円)	47,400円 (11,850円)	39,300円 (9,820円)		
				C9 所得割課税額 193,500円以上254,000円未満	47,400円 (11,850円)		46,600円 (11,650円)		
⑦ 所得割課税額 397,000円以上	104,000円 (52,000円)	102,400円 (51,200円)	102,400円 (51,200円)	C10 所得割課税額 254,000円以上360,000円未満	54,900円 (13,720円)	63,400円 (15,850円)	54,000円 (13,500円)		
				C11 所得割課税額 360,000円以上415,000円未満	72,000円 (18,000円)		70,800円 (17,700円)		
				C12 所得割課税額 415,000円以上					

小学校以上の子どももカウント
↑
小学校就学前の認可保育所等を利用している子どもでカウント

※()は、第2子保育料

H29国における保育料段階的無償化及び
H29北海道における多子世帯の保育料軽減事業（3号認定）

○3号認定（3歳未満）

●北海道における多子世帯の保育料軽減支援事業について

【対象児童について】

- (1) 保育所等を利用する保育認定こどもであること
- (2) 年度初日における満年齢が0～2歳であること（満3歳に達する年度の3月31日までにある子どもを含む）
- (3) 保護者が監護し生計を同じくする子どもの人数でカウントして第2子目以降であること
- (4) 市町村民税所得割額169,000円未満の世帯に属するものであること

【補助対象について】

市町村が、対象児童の保育料を無償化したものを対象とする。

C1からC9-①階層（ひとり親世帯等は、C4-②からC9-①階層）の第2子の保育料を無償化する。

階層区分 (市)	利用者負担額(市)			
	保育標準時間		保育短時間	
	右記以外	ひとり親世帯等	右記以外	ひとり親世帯等
A 生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円
B 市町村民税非課税世帯 (A階層を除く)	2,700円 (670円→0円)	0円	2,700円 (670円→0円)	0円
C1 所得割課税額 48,600円未満(均等割のみを含む)	7,800円 (1,950円→0円)	2,800円→2,700円 (0円)	7,700円 (1,920円→0円)	2,750円→2,700円 (0円)
C2 所得割課税額 48,600円以上53,000円未満	11,000円 (2,750円→0円)	5,500円→2,700円 (0円)	10,800円 (2,700円→0円)	5,400円→2,700円 (0円)
C3-① 所得割課税額 53,000円以上57,700円未満	14,800円 (3,700円→0円)	7,400円→2,700円 (0円)	14,500円 (3,620円→0円)	7,250円→2,700円 (0円)
C3-② 所得割課税額 57,700円以上69,000円未満	14,800円 (3,700円→0円)		14,500円 (3,620円→0円)	
C4-① 所得割課税額 69,000円以上77,101円未満	19,100円 (4,770円→0円)	9,550円→2,700円 (0円)	18,800円 (4,700円→0円)	9,400円→2,700円 (0円)
C4-② 所得割課税額 77,101円以上87,000円未満		19,100円 (4,770円→0円)		18,800円 (4,700円→0円)
C5 所得割課税額 87,000円以上105,000円未満		24,000円 (6,000円→0円)		23,600円 (5,900円→0円)
C6 所得割課税額 105,000円以上123,000円未満		30,200円 (7,550円→0円)		29,700円 (7,420円→0円)
C7 所得割課税額 123,000円以上140,000円未満		33,400円 (8,350円→0円)		32,800円 (8,200円→0円)
C8 所得割課税額 140,000円以上163,000円未満		36,700円 (9,170円→0円)		36,100円 (9,020円→0円)
C9-① 所得割課税額 163,000円以上169,000円未満		40,000円 (10,000円→0円)		39,300円 (9,820円→0円)
C9-② 所得割課税額 169,000円以上193,500円未満		40,000円 (10,000円)		39,300円 (9,820円)
C10 所得割課税額 193,500円以上254,000円未満		47,400円 (11,850円)		46,600円 (11,650円)
C11 所得割課税額 254,000円以上360,000円未満		54,900円 (13,720円)		54,000円 (13,500円)
C12 所得割課税額 360,000円以上415,000円未満		63,400円 (15,850円)		62,300円 (15,570円)
C13 所得割課税額 415,000円以上		72,000円 (18,000円)		70,800円 (17,700円)

国における段階的無償化

小学校以上の子どももカウント
↑
↓
小学校就学前の認可保育所等を利用している子どもでカウント

北海道における多子世帯の保育料軽減支援事業

※()は、第2子保育料